

第2期報告書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

北海道エアポート株式会社

事業報告

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

北海道エアポート株式会社（以下、当社）は、国土交通省(以下、国)と締結した北海道内国管理4空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約に基づき、2020年6月1日に新千歳空港、2021年3月1日に稚内空港、釧路空港、函館空港の空港運営事業等を、それぞれ開始いたしました。また、旭川市と締結した旭川空港運営事業等実施契約に基づき、2020年10月1日に旭川空港の空港運営事業等を開始し、さらに帯広市と締結した帯広空港運営事業等実施契約に基づき、帯広空港の運営事業等を、北海道と締結した女満別空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約に基づき、女満別空港の空港運営事業等を、2021年3月1日に、それぞれ開始いたしました。

2020年度におけるわが国の経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行による影響が急速に広がり、4月7日以降、2回に亘って政府による緊急事態宣言が発令される等、経済活動全般が大幅に制限されたことにより、景気は急速に悪化することとなりました。

このような状況のもと、北海道内7空港（新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別の7空港）における2020年度の国内線乗降客数は、緊急事態宣言の発令等に伴い人の移動が大幅に制限されたことから、国内線で、5月までは対前年度比10%前後で推移いたしました。6月以降は徐々に回復に向かい、「Go To トラベル事業」の効果等もあって10月には対前年比55%を超えましたが、その後、感染再拡大、2回目の緊急事態宣言の発令等により再び減少し、2021年1月から2月にはかけては対前年比25%前後に落ち込みました。その結果、年度合計でも対前年度比33.2%にとどまっております。

国際線については、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、出入国が制限され、4月以降は全路線運休となったことから、乗降客数はゼロとなりました。

その結果、年度合計の乗降客数は対前年度比△70.9%（国内線は対前年度比△66.8%）の821万人となりました。

そのような中、当社においては、2020年6月1日からの新千歳空港の空港運営事業承継にあわせて新千歳空港事業所を設置するとともに、同年10月からの旭川空港、および2021年3月からの稚内空港、釧路空港、函館空港、帯広空港、女満別空港における空港運営事業等の民間委託開始に向け、7月1日に6空港に係る各空港事業所を設置し、運営組織の体制整備を行った上で、国・地方公共団体業務のスムーズな引き継ぎに努めました。また、大規模自然災害や非常事態の発生時に備え、空港機能の早期復旧および維持させるための対応を定めた事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）についても、各空港の運営開始までにそれぞれのBCP「A2(Advanced/Airport)－BCP」を策定するとともに、危機管理規程を整備するなど、安全・安心な空港づくりへの取り組みを進めました。

さらに、当社は、同年6月～12月に、7空港それぞれの空港運営に関する地元関係者との協議会

を設置し、地域との共生、航空ネットワークの拡充、広域観光振興について連携、協力を進めるべく取り組むとともに、2021年3月29日に、7空港の一体的運営に関する協議会を設置し、国、地方公共団体、道経済団体との連携体制の構築に取り組んでおります。

当期の業績は、7空港運営開始に伴う着陸料等の航空収入、駐車場に係る事業収入に加え、2020年10月1日の新千歳空港ターミナルビルディング株式会社との合併に伴い、ビル施設に係る賃貸料収入等を計上した結果、売上高は169億42百万円となりました。一方、新型コロナウイルス感染症の流行による影響から、旅客数、運航便数が低迷したことにより売上高が低位にとどまったこと、空港運営事業の開始に伴い公共施設等運営権の償却を開始する等、売上原価、販売費及び一般管理費が大幅に増加した結果、160億12百万円の営業損失となりました。また、営業外費用で支払利息等を計上した結果、261億76百万円の当期純損失となりました。

(2) 中期事業計画と対処すべき課題

当社では、当社グループとしての本格稼働初年度となる当期から5年間（2020～2024年度）の「中期事業計画」を策定し、2020年4月に空港管理者へ提出致しました。中期事業計画では、今後5年間の基本的な取組方針として、「世界の観光客を魅了し、北海道全域に送客するマルチ・ツーリズムゲートウェイの実現に向けた成長基盤の構築」を掲げており、実現に向けての取組として、

- ・7空港の明確な役割分担による航空ネットワークの分散・拡大
- ・デジタルマーケティングによる段階的な観光流動づくり
- ・北海道の魅力発信と地域活性化への貢献
- ・安全安心を最優先とする長期安定の空港運営

を進めることとしております。

空港運営の初年度となる2020年度は、7空港の運用業務の確実な承継、空港運営事業とビル施設事業の一体的な経営・運営体制の確立、「北海道オペレーションセンター」の整備への着手等、7空港一体運用による安全・保安の維持・向上に取り組みました。また、7空港一体運営協議会及び空港別協議会の設置・運営を通じ、従来の地域共生の確実な承継と地域との信頼関係構築し、各種助成事業の承継と地域ニーズに合わせた制度の拡充・改善を行いました。さらに、航空ネットワークにおいては7空港での一体的なエアライン営業の推進を行い、就航機会を逃さないグランドハンドリング・給油・除雪等の受入体制強化に取り組みました。また、観光分野においては各観光関係者と一体となった観光施策推進体制の確立、データの分析を通じたマーケティング戦略策定等、Web・アプリの設計・整備など、広域観光の振興に係る戦略を始動させました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による全国的、かつ全世界的な経済・社会活動の制限によって航空需要の大幅な減少は継続しており、空港運営事業、ビル施設事業とも、需要の大幅減による収益性の悪化に直面し、対処が不可欠な状況に直面しております。また、流行の収束が長期化する懸念、今回の感染症流行による国際的・国内的な経済社会活動の変化により、航空需要にも大きな構造的変化が予想されることから、これに対して適切に対応した事業戦略の再構築も必要と考えております。

現状では、新型コロナウイルス感染症変異株による再拡大により航空需要の予測策定が難しく、併せて各航空会社も事業の見直しを進める動きがある中、航空需要の回復には3～4年を要するとの見方もあります。当社としても、中期事業計画の修正を含む新たな事業戦略を構築し、実行に移していくこ

とにより、事業を成長軌道に乗せていくことが必要となりますが、このように不確定要素が極めて多い状況下にあることから、当面は経費の節減や投資の先送り等の自助努力を進めるとともに、2020年10月28日に国がとりまとめた「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」に基づく国の支援策及び関係者による支援策への対応等により中期事業計画の修正に向けた検討を一層深めてまいり所存です。

(3) 設備投資等の状況

2020年6月1日の新千歳空港運営事業開始、及び2021年3月1日の稚内空港、釧路空港、函館空港運営事業開始に際し、国より、2020年10月1日の旭川空港運営事業開始に際し、旭川市より、2021年3月1日の帯広空港運営事業開始に際し、帯広市より、同日の女満別空港運営事業開始に際し、北海道より、それぞれ空港運営に係る車両、器具備品等を購入いたしました。

(4) 他の会社の株式の取得

当社は、2020年5月12日に千歳空港給油施設株式会社の発行済株式の全てを取得し、完全子会社といたしました。

(5) 吸収合併による他の会社の事業に関する権利業務の承継

当社は、2020年10月1日に新千歳空港ターミナルビルディング株式会社を吸収合併いたしました。

(6) 資金調達状況

- ① 管理者と締結した北海道内7空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書に定める事業の遂行のため、2019年12月19日付で株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行を中心とした全46の金融機関による融資団と締結したシンジケートローン契約に基づき、2020年度は、運営権対価一時金等の支払いを資金用途として、186,971百万円の借入を実行しました。
- ② 2020年4月に社債発行により、18,343百万円を調達いたしました。
- ③ 第三者割当による募集株式を2020年4月に3,668,600株発行（いずれも普通株式・1株につき10,000円）いたしました。

(7) 財産及び損失の状況

区分	期	第1期	第2期
		自 2019年8月23日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)		—	16,942
当期純利益 (百万円)		▲4,588	▲26,176
1株当たり 当期純利益 (円)		▲2,195.54	▲3,551.87
総資産 (百万円)		475,756	493,218

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に定める公共施設等運営権の設定を受けた、北海道内7空港特定運営事業等に関する一切の業務

(9) 従業員の状況

項目 性別	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
	男	399名	44.4才
女	65名	33.9才	0.65年
計	464名	42.9才	0.81年

(10) 子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
稚内空港ビル株式会社	万円 49,800	% 100.0	稚内空港施設の賃貸業、航空事業者等に対する役務の提供、日用品等の販売業
釧路空港ビル株式会社	20,000	100.0	釧路空港施設の賃貸業、航空事業者等に対する役務の提供、日用品等の販売業
函館空港ビルディング株式会社	26,000	100.0	函館空港施設の賃貸業、航空事業者等に対する役務の提供、日用品等の販売業
旭川空港ビル株式会社	40,000	100.0	旭川空港施設の賃貸業、航空事業者等に対する役務の提供、日用品等の販売業
帯広空港ターミナルビル株式会社	46,500	100.0	帯広空港施設の賃貸業、航空事業者等に対する役務の提供、日用品等の販売業
女満別空港ビル株式会社	40,000	100.0	女満別空港施設の賃貸業、航空事業者等に対する役務の提供、日用品等の販売業
札幌国際エアカーゴターミナル株式会社	100,000	100.0	航空貨物の取扱・荷役・運搬および倉庫業、航空貨物取扱施設の賃貸・管理
千歳空港給油施設株式会社	20,000	100.0	航空機に対する給油施設の運営、石油製品の貯蔵管理・販売、特種車両の保管・整備支援

(11) 借入の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
シンジケートローン	324,443 百万円

(注) 株式会社みずほ銀行および株式会社三井住友銀行をマンデータードリードアレンジャー、株式会社北洋銀行および株式会社北海道銀行をリードアレンジャーとする合計46の金融機関による協調融資です。

2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 1000万株

(2) 発行済株式の総数 742万株

(3) 株主の総数 17名

(4) 株主名

株主名	持株数	持株比率
北海道空港株式会社	1,528,200 ^株	20.60 [%]
三菱地所株式会社	1,113,000	15.00
東急株式会社	742,000	10.00
株式会社日本政策投資銀行	742,000	10.00
株式会社北洋銀行	371,000	5.00
株式会社北海道銀行	371,000	5.00
北海道電力株式会社	371,000	5.00
株式会社サンケイビル	371,000	5.00
日本航空株式会社	371,000	5.00
A N Aホールディングス株式会社	371,000	5.00
三井不動産株式会社	371,000	5.00
三菱商事株式会社	371,000	5.00
岩田地崎建設株式会社	74,200	1.00
株式会社道新サービスセンター	74,200	1.00
株式会社電通グループ	74,200	1.00
大成コンセッション株式会社	74,200	1.00
損害保険ジャパン株式会社	30,000	0.40

3. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
住吉 哲治	取締役会長	北海道空港株式会社 代表取締役会長 セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役会長
蒲生 猛	代表取締役社長	
坂口 泰之	専務取締役 総務本部長	
山本 貴之	常務取締役 総合企画本部長	
緒方 義規	常務取締役 営業開発本部長	
笹川 一雄	常務取締役 空港事業本部長	
藤岡 雄二	取締役	三菱地所株式会社 執行役常務
市来 利之	取締役	東急株式会社 専務執行役員
友定 聖二	取締役	株式会社日本政策投資銀行 北海道支店長 株式会社 AIRDO 社外監査役
安田 光春	取締役	株式会社北洋銀行 取締役頭取 北海道空港株式会社 社外取締役
堰八 義博	取締役	株式会社北海道銀行 代表取締役会長 北海道空港株式会社 社外監査役
佐藤 佳孝	取締役	北海道電力株式会社 顧問 北海道空港株式会社 社外取締役
村田 正敏	常勤監査役	
岩田 圭剛	監査役	株式会社 I Cホールディングス 代表取締役社長 岩田地崎建設株式会社 代表取締役社長 北海道空港株式会社 社外監査役
酒井 純	監査役	公認会計士 酒井純事務所 所長

- （注） 1. 取締役会長 住吉哲治、取締役 藤岡雄二・市来利之・友定聖二・安田光春・堰八義博・佐藤佳孝の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 村田正敏、監査役 岩田圭剛・酒井純の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムに関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・ 当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス統括責任者を定める。コンプライアンス統括責任者は、役員・従業員の活動が、法令、定款、社内規程に適合しているか監察し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、役員・従業員におけるコンプライアンスの徹底に努める。
- ・ 内部監査規程に基づき内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に対して、必要に応じてコンプライアンスの状況を報告する。
- ・ 内部通報制度を導入し、法令・定款違反等の行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めることとする。
- ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会、監査役会、業務監査委員会又はリスクマネジメント委員会において迅速に状況を把握するとともに、必要な場合には外部専門家と協力しながら適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び定款、文書管理規程及び機密情報管理規程その他の社内規程に従って、適切に作成、記録、保存又は廃棄する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程及び危機管理規程に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従って迅速かつ適切に対応する。
- ・ 役員・従業員に対してリスクマネジメントに関する教育・研修を継続的に実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 会社の意思決定方法については、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行い、また、常務会を設置することにより意思決定の迅速化を図る。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- ・ 上記に基づく業務の運営状況について、内部監査部門による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

⑤ 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社から当会社へ「事前協議を要する重要事項」「報告すべき事項」を定め、子会社の職務執行及び事業状況を把握するとともに、業務の適正を確保する。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- ・ 子会社の役職員に対してリスクマネジメントに関する教育・研修を継続的に実施する。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 子会社の意思決定方法については、各子会社が職務権限規程その他の社内規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については、各子会社が業務分掌規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- ・ 前記に基づく業務運営状況について、当会社の内部監査部門による内部監査を実施し、その状況を各子会社と共有し、各子会社と協力して改善のための検証及び助言等を行う。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当会社は、各子会社において定めるコンプライアンス規程に基づき、各子会社にコンプライアンス統括責任者を定めさせ、同人に対して、役員・従業員の活動が法令、定款、社内規程に適合しているかの監察、役員・従業員におけるコンプライアンスの徹底に努めさせる。
- ・ 当会社は、各子会社の役員・従業員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- ・ 当会社は、当会社の内部監査部門による各子会社の内部監査を実施し、その結果を各子会社と共有することで、各子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。
- ・ 当会社の監査役は、各子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当会社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
- ・ 当会社の監査役は、必要なときに各子会社の監査を行い、問題があると認めたときは、当会社取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・ 当会社は、監査役職務の補助に当たる専任部署として、監査役会事務局を設置する。
- ・ 監査役会事務局には、専任スタッフ（以下「補助使用人」という。）を配置し、補助使用人は監査役の指示に基づきその職務を行う。
- ・ 補助使用人の人数については、監査役会と取締役会で協議の上決定する。
- ・ 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役からの独立性を確保する。
- ・ 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

- ・ 補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他重要会議への出席や、代表取締役社長、会計監査人などと定期的に意見交換することができ、取締役は監査役からの補助使用人に対する指示の実効性を制限・制約しない。
- ・ 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ・ 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

⑦ 監査役への報告に関する事項

- ・ 取締役及び使用人は、法令及び定款・各種規程等に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
- ・ 子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款・各種規程等に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当会社の企画部に報告する。
- ・ 当会社の企画部は、子会社の取締役又は使用人から法令及び定款・各種規程等に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当会社の監査役にその内容を報告する。
- ・ 監査役に報告をした者に対し、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で、当会社から不利益な取扱いをしない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役職務の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役職務の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ・ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・ コンプライアンスに係る役職員教育を適宜実施し徹底を図るとともに、内部監査を実施し業務の適法性・妥当性を確保しております。また、「相談窓口」や「内部通報窓口」を設置・運営し、コンプライアンス経営の推進に努めております。
- ・ 取締役会議事録等の法定保存文書やその他重要な意思決定文書について、文書管理規程に基づき適切に保存・管理するとともに、機密情報管理規程に基づき、人的脅威、災害及び事故等から防御するための適正な管理の維持・推進に取り組んでおります。

- ・ 組織横断的な「リスクマネジメント委員会」を設置し、非常事態をはじめ事業全般における様々なリスクの抽出・評価を定期的に行っております。また、空港経営に及ぼすリスクについては、平時のリスクを事前予防するための取り組みを定めた「安全管理システム規程」や、非常事態発生時の目標復旧時間や関係機関との役割を定めた「A2-BCP」等の規程類に基づき訓練や教育等を適宜実施するなど、安全・安心を最優先とする長期安定の空港運営の実現に取り組んでおります。
- ・ 「組織管理規程」等の規程を整備し責任と権限を明確にするとともに、常務会を原則毎週1回開催し重要な事項を審議することで、効率的な業務運営に努めております。また、内部監査部門による内部監査を実施し、状況の把握と改善に努めております。
- ・ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の職務執行状況及び事業状況を適宜把握するなど密接に連携して業務を遂行しております。また、「コンプライアンス基本方針」を子会社と共有するなどグループ全体の適正かつ倫理的な会社組織・会社文化等の構築に継続して取り組んでおります。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役からの報告・説明の求めに応じ、業務執行状況等を常務会等の会議体や個別面談を通じて速やかに報告・説明しております。また、子会社の業務執行状況についても同様に、当社所管部室が適切に報告・説明しております。
- ・ 取締役会や常務会・その他重要会議等への監査役の出席機会を確保するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧や取締役との意見交換、定期的な業務執行に関する報告・説明等、監査役監査の実効性確保に必要な調査・体制整備への協力等に取り組んでおります。
- ・ 監査役職務を補助する専任スタッフを配置し、監査役の指揮命令の下、取締役からの独立性を確保するとともに、円滑な監査役業務の執行に必要な調査・環境整備への協力等に取り組んでおります。また、監査役職務の執行について生ずる費用等に関しては、その償還について、社内規程に基づき適正に対応しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	60,881,012	流 動 負 債	36,841,248
現金及び預金	28,882,026	買掛金	2,559,275
売掛金	1,755,313	短期借入金	21,901,522
商 品	24,954	リース債務	170,442
原材料及び貯蔵品	441,458	未払金	2,254,076
前払費用	131,737	未払費用	4,491,702
未収入金	106,504	前受金	661,320
未収還付消費税等	29,659,892	預り金	4,439,494
その他の流動資産	59	1年内返済預り保証金	47,375
貸倒引当金	▲ 120,934	未払法人税等	259,930
		賞与引当金	56,109
固 定 資 産	432,225,830	固 定 負 債	415,658,850
有 形 固 定 資 産	136,093,801	社 債	37,100,000
建物	83,055,797	長期借入金	302,542,000
建物附属設備	40,737,962	リース債務	35,260
構築物	1,055,138	公共施設等運営権に係る負債	68,656,522
機械及び装置	5,863,919	預り敷金	449,418
車両運搬具	1,345,565	預り保証金	4,157,325
工具、器具及び備品	3,716,867	金利スワップ	2,718,324
土地	831		
リース資産	194,298		
建設仮勘定	123,419		
無 形 固 定 資 産	279,116,508	負 債 合 計	452,500,098
公共施設等運営権	275,331,146	純 資 産 の 部	
更新投資に係る資産	3,604	株 主 資 本	43,435,592
商 標 権	9,812	資 本 金	37,100,000
ソフトウェア	658,372	資 本 剰 余 金	37,100,000
ソフトウェア仮勘定	325	資 本 準 備 金	37,100,000
電話加入権	2,791	利 益 剰 余 金	▲ 30,764,407
のれん	3,110,456	その他利益剰余金	▲ 30,764,407
		繰越利益剰余金	▲ 30,764,407
投資その他の資産	17,015,519	評 価 ・ 換 算 差 額 等	▲ 2,717,565
関係会社株式	11,457,198	繰延ヘッジ損益	▲ 2,717,565
出 資 金	20		
関係会社長期貸付金	5,550,000	純 資 産 合 計	40,718,026
長期前払費用	7,562	負 債 ・ 純 資 産 合 計	493,218,125
その他の投資	739		
繰 延 資 産	111,283		
創立費	2,373		
開業費	7,874		
社債発行費	97,349		
開 発 費	3,685		
資 産 合 計	493,218,125		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。)

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高 航 空 収 入 事 業 収 入 不 動 産 収 入 賃 貸 料 収 入 付 加 使 用 料 収 入 商 品 売 上 高 そ の 他	16,942,121 3,545,349 588,104 48,670 4,436,502 821,281 7,493,418 8,793
売 上 原 価 空 港 運 営 事 業 原 価 商 品 売 上 原 価 そ の 他	11,424,909 5,102,215 6,317,156 5,537
売 上 総 利 益	5,517,211
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	21,529,979
営 業 利 益	▲ 16,012,767
営 業 外 収 益 受 取 手 数 料 そ の 他	82,089 73,000 9,089
営 業 外 費 用 支 払 利 息 社 債 利 息 株 式 交 付 費 そ の 他	7,947,800 5,064,389 2,575,892 128,401 179,117
経 常 利 益	▲ 23,878,478
特 別 利 益 国 庫 補 助 金 収 入 補 助 金 収 入	114,090 106,103 7,987
特 別 損 失 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損 固 定 資 産 除 却 損 災 害 に よ る 損 失	2,332,725 2,265,744 56,763 10,217
税 引 前 当 期 純 利 益	▲ 26,097,113
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,374
法 人 税 等 調 整 額	77,857
当 期 純 利 益	▲ 26,176,346

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。)

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計	繰延ヘッジ 損 益	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	18,757,000	18,757,000	18,757,000	▲ 4,588,061	▲ 4,588,061	32,925,938	▲ 5,543,934	27,382,003
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	18,343,000	18,343,000	18,343,000			36,686,000		36,686,000
当 期 純 利 益				▲ 26,176,346	▲ 26,176,346	▲ 26,176,346		▲ 26,176,346
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)							2,826,369	2,826,369
当 期 変 動 額 合 計	18,343,000	18,343,000	18,343,000	▲ 26,176,346	▲ 26,176,346	10,509,653	2,826,369	13,336,022
当 期 末 残 高	37,100,000	37,100,000	37,100,000	▲ 30,764,407	▲ 30,764,407	43,435,592	▲ 2,717,565	40,718,026

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。)

【 個別注記表 】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 関係会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品、原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

1-2 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	6年～50年
建物附属設備	2年～18年
構築物	3年～45年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	2年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年
- (2) 無形固定資産
 - 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいている。
 - また、公共施設等運営権及び更新投資に係る資産の減価償却の方法については、「4. 貸借対照表に関する注記4-5公共施設等運営権及び更新投資に係る資産」に記載のとおりである。
 - また、のれんの償却については、20年間の均等償却を行っている。
- (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

1-3 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

1-4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
 - 創立費 会社の成立のときから5年で定額法により償却している。
 - 開業費 開業のときから5年で定額法により償却している。
 - 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却している。
 - 開発費 支出のときから5年で定額法により償却している。
- (2) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理によっている。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - (ヘッジ手段) 金利スワップ
 - (ヘッジ対象) 借入金利息
 - ③ ヘッジ方針
 - 借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するために金利スワップ取引を利用している。
 - なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
 - ヘッジ手段とヘッジ対象双方のキャッシュ・フローの累積の変動を比較し、両者の変動額を基礎として有効性を判定している。
- (3) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、省略している。

4. 貸借対照表に関する注記

4-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	28,426,604千円
売掛金	1,652,297千円
建物	82,973,251千円
建物附属設備	40,620,503千円
構築物	1,054,495千円
機械及び装置	537,943千円
土地	831千円
公共施設等運営権	275,331,146千円
関係会社株式	11,457,198千円
関係会社長期貸付金	5,550,000千円
計	447,604,271千円

なお、担保に供している資産は、以下の(2)担保に係る債務の他に金利スワップの担保に供されている。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	21,901,522千円
長期借入金	302,542,000千円

4-2 有形固定資産の減価償却累計額

90,000,915千円

4-3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	3,847千円
短期金銭債務	4,551,632千円

4-4 貸出コミットメント

設備投資資金及び運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約(46社)及び劣後貸付契約(2社)を締結している。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりである。

貸出コミットメント総額	365,164,200千円
借入実行残高	329,362,200千円
借入未実行残高	35,802,000千円

4-5 公共施設等運営権及び更新投資に係る資産

(1) 公共施設等運営権等の概要

- ① 事業名称
北海道内国管理4空港特定運営事業等
・国より国管理空港運営権者としての公共施設等運営権を設定され、実施するもの。
旭川空港運営事業等
・旭川市より旭川空港の運営者として指定され、実施するもの。
帯広空港運営事業等
・帯広市より帯広空港の運営者として指定され、実施するもの。
女満別空港特定運営事業等
・北海道より女満別空港に係る地方管理空港運営権者として公共施設等運営権を設定され、実施するもの。

② 公共施設等運営権等の対象となる公共施設等の内容

(名称)	新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港
(事業の範囲)	空港運営等事業、空港航空保安施設運営等事業、環境対策事業、その他附帯事業
(対象施設)	空港基本施設、空港航空保安施設、道路、駐車場施設、空港用地(非国有地を除く)、各施設に附帯する施設

- ③ 実施契約に定められた運営権対価の支出方法
 (一時金) 空港運営事業開始予定日までに2,200億円を一括で支払う
 (分割金) 1事業年度あたり24億円を30年間分割で支払う
- ④ 公共施設等運営権等の存続期間・事業期間
 (公共施設等運営権等の存続期間) 2019年10月31日～2049年10月30日
 (空港運営事業期間) 2020年6月1日～2049年10月30日
- ⑤ 収益連動負担金の概要
 新千歳空港において、1時間当たりの発着回数42回が拡大された場合、
 事業年度ごとに、翌事業年度において国が指定した期日までに、以下の計算式に基づき算出される金額を支払う。
 「当該事業年度における1時間当たり42回を超える発着回数実績値(回)」×68.6千円×20%
- (2) 公共施設等運営権の減価償却の方法
 空港運営事業期間にわたって定額法にて償却(29年5か月)

(3) 更新投資に係る資産の概要

① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

主な更新投資の内容	予定時期
新千歳空港駐車場拡張	2021年3月期～2022年3月期
釧路空港駐車場改良整備	2021年3月期～2022年3月期
帯広空港臨時駐車場改良整備	2021年3月期～2025年3月期

② 主な更新投資に係る資産の計上方法

更新投資を実施した際に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を無形固定資産として計上している。

③ 主な更新投資に係る資産の減価償却の方法

当該更新投資を実施した時より、当該更新投資に係る資産の経済的耐用年数(当該更新投資に係る資産の経済的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間)にわたり定額法により償却している。

④ 2021年度に見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分

内容	金額
更新投資のうち資本的支出に該当する部分 (①に掲げる工事を含む)	1,343,000千円

(2021年5月20日現在の金額を記載している。)

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	7千円
販売費及び一般管理費	423,429千円
営業取引以外の取引による取引高	2,427,354千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、金利スワップであるが、全額評価性引当を行っている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社	北海道空港 株式会社	千歳市 美々	375,000	航空関連事業 物品販売業	被所有 直接 (20.60)	役務の受入	新株の発行 (注1)	7,555,630	-	-
							社債の発行 (注3)	3,852,030	社債	7,791,000
主要 株主	三菱地所 株式会社	東京都 千代田区	142,279,060	不動産の所有 管理及び貸借	被所有 直接 (15.00)	役務の受入	新株の発行 (注1)	5,502,900	-	-
							社債の発行 (注3)	2,751,450	社債	5,565,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)株主割当増資にあたり、資本金の払込みを受けたものである。

(注2)取引金額には消費税等を含めていない。

(注3)社債の引受については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(2)子会社等

属性	名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	新千歳空港 ターミナルビル ディング株式会社	千歳市 美々	100,000	不動産賃貸業	直接 (100.00)	資金の貸付 (注1)	手数料の 受取	70,000	-	-
							資金の 貸付	7,000,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、無利息である。なお、貸付時に貸付金額の1.0%を受取手数料として受領している。

(注2)取引金額には消費税等を含めていない。

(注3)当社は2020年10月1日付で新千歳空港ターミナルビルディング株式会社を吸収合併したため、

取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載している。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 5,487円 60銭

1株当たり当期純利益 ▲ 3,551円 87銭

9. その他の注記

当社は、新千歳空港ターミナルビルディング株式会社が過去に使用していた土地における残置物について、撤去義務が生じる可能性を有しているが、当該土地の今後の利用計画が未定であり、当該債務を合理的に見積ることができない。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。